

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
第一項の規定により、奈良県知事から次のとおり公共測量を実施することについて通知
がありました。

令和四年八月三十日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（地図情報レベル一〇〇〇数値地形図）
- 二 測量の地域 奈良市（近鉄奈良線ほか）
- 三 測量の期間 令和四年六月二十八日から同年十二月十四日まで